

# 京大広報

No. 39

京都大学広報委員会

## 月曜会メモ

第64回 (6. 29) 司会 翠川 修会員

各部署の状況報告の後、予定議題である過去1か年間に薬学部で行なわれた改革について薬学部会員より次のような報告をうけた。

薬学部においては実施面での大きな変化はなかったが、1年間の動きのうち、主なものとして次の点があげられる。

1. 薬学部では大学の紛争が激化する以前より、各講座の教授、または助教授で組織している教務委員会において、カリキュラムの内容の検討をすでに始めていた。その結果をまとめて一般実習の改善案を作成したが、なお種々の問題点が残っており、実施するには至らなかった。その後カリキュラム全般を理念的方面からも検討する委員会を作ることとなり、薬学部構成員各層より委員を出し、カリキュラム委員会が発足したが、現在その性格、規約などについて討議している。一方、教務委員会では薬学教育の目標を考えつつ、最終的に実施可能な改善案を作成すべく討議を重ねているが、まだ成案を得るに至っていない。

2. 本年4月に学部長の任期が満了となり、従来の内規により学部長を決定し、現在に至っている。しかし、その際の学部長候補者選考にあたり、従来の内規の改正を考慮することとなり、制度調査会を設けて検討した結果を協議会（教授、助教授、講師）でまとめて一つの試案を作った。これに対する構成員の意見を求めたが、その内容について十分な討議をするに至らず、時間的にも間に合わなくなり、従来の内規により実施するこ

ととなった。

3. 協議会、教授会、研究科会議の決定事項を教官全員に知らせるため、報告の会を定期的に行っている。

以上の報告に対し、薬学が関連する学問分野の範囲、薬学固有のカリキュラム、学部長候補者選考内規案の内容などについて二、三の質疑応答があった。

ついで前回から議題に上っていた教授会公開について非常に活発な討論が交わされた。

教授会の公開とは、1. 審議すべき議題を前もって公開する、2. 教授会の生の審議を公開する、3. 教授会の議事録を公開する、などいろいろの解釈も存在するが、今回議論の中心になったのは、この第2項、すなわち、教授会の生の審議についての公開である。この教授会公開については、賛否両論があった。

この方式の公開に対して否定的な立場をとる側の主張は、次の通りである。

1. 教授会に対し、その構成員とは互換性のない階層が、交渉権を要求するのは至当であるが、同時に、交渉相手たる教授会内の協議実況の傍聴を要求するのは妥当とは思えない。

2. 教授会は、各構成員の忌憚のない討論の場の保障を要し、また、「機関」としてのみ対外的に責任を持つべきである。したがって、構成員の無答責が完全に保障される目途がない限り、公開されるべきでないと思う。

3. 大学の本質に鑑み、教授会といえども、議定によってその思想を統制してはならない。

議題に対する各構成員の見解は、本質的にはその思想の発露であるから、多数決によって「見解

を議定することは、少数思想を議定によって切り捨てることを意味し、この点とはくに慎重に配慮されねばならない。すなわち、議題に対する具体的議定のみが可能であって、議定による「統一見解」は、原則的に有るべきものではなく、全構成員の見解が全く同一のときのみ「全員一致」の議定が存在しうるに過ぎない。

教授会の公開は教授会に対して、いわゆる「チェック」を目的にしているものであり、また、いかなる審議過程をへて議定に至るのかを明らかにすることを目的にしている。教授会における生の審議の公開は、発言の自由あるいは思想の自由の立場を考慮して非常に慎重でなければならない。さらに、教授会の会議場の秩序の維持は、場合によって必ずしも完全に保障されるとはいいい難く、また非常に多数の傍聴者の中では、教授会構成員個人はいつも自由に発言しうるとは限らない点も考慮されなければならない。

これに対して、公開に肯定的な立場の見解はつぎの通りである。

ある組織体において、その組織の意志決定を行なう機関は、少なくともその決定に基づき、その線に沿って執行責任の一端を担う層に対して、意志決定の過程を原則として公開すべきである。ただし、上記機関の構成メンバーを組織体の構成員が、何らかの方法で自己の責任において選出し、そのメンバーを信頼して全権を委任することはあり得る。しかし、このような場合、そのメンバーは定期的に信任を問われる必要がある。

現在大学における意志決定は、各学部教授会においてなされる。この教授会メンバーの選出は、教授会によってなされており、他層の見解には少なくとも形式的には無関係である場合が多い。むしろ教授会が他層の意見を事前に十分聞くことによって、その意志決定にこれらの層の意見を反映させることは可能であるが、現実には、これらの層の多くは自己の意見が正当に反映されていないと感じている。それどころか、他層の意見が教授会での審議過程において考慮されたかどうかについて、疑問を抱く場合が多い。

大学の管理、運営は、政党あるいは同好の士の集団の管理、運営とは本質的に異なり、高度の専門知識を必要とし、また構成員各自の思想の自由

が保障されるものでなければならない。この意味において公開の方法、範囲等については慎重に考慮されねばならないが、原則的には公開されるべきであると考えられる。

公開肯定の立場に立つ会員でも、教授会で取り上げられる議題のすべてが、公開に適したものであるか、という点になると、大方の意見は非常に慎重であった。とくに人事を審議すべき教授会は、候補者個人の人権問題にも深く関係してくるので、当然非公開で行なわれるべきであるとのべられたが、この意見にはおおむね賛成のようであった。

今後とも、教授会の公開はいろいろの機会に問題となる可能性が多いので、月曜会でも、さらにこの討議を深める必要があり、また大検委、各部局あるいは各階層でそれぞれ真剣に検討されなければならない。 (翠川 修会員)

#### 第65回 (7.6) 司会 葛西善三郎会員

部局報告として教養部および農学部の近況、ならびに経済学部から大学院入試に関し、現に官公庁・企業に職を有する者の受験を認めないことになった事情などの報告があった。

ついで工学部の改革に関し、同学部会員から説明があった。工学部はその規模がきわめて大きく、かつ、その学問の分野も広範にわたっている。ゆえにその運営は教室によりかなりの相違があるが、各教室の自主性が尊重されている。

今年一年間の改革の主なものは次の通りである。

#### 1. 教育

(1) カリキュラムの改正は従来から教養、専門を通じ科目に必修と選択の別があったがこの比率について変更がみられた。これらの改正は教室によって異なっているが、一般にその特徴は必修を軽減あるいは削減し、主として標準配当表からの選択を大幅に増やす傾向にある。

(2) 転学科については従来通りであるが、本年に限り特例措置として2, 3回生修了者の転学科を認めた。

#### 2. 制度

(1) 学部長選挙制度の改革については、改革委員会の準備会が44年3月に、改革委員会は同年

12月に発足し、教授、助教授講師、助手、職員、院生、学生の六層の代表が参加し、現在討論中である。選挙権を拡大する方向で改正を審議し、改革案が正式に内規改正の手続きを完了した時点で、現学部長を改選するということが教授会で認められている。

(2) 改革準備会連絡会が学部長の提唱により設けられ、工学部の改革の構想を具体的に検討し、その発展を期することを目的としたものである。教授、助教授講師、助手からなる連絡会を作り、懇談会の形で目下その会の持ち方につき検討中である。なおこの会は公開されている。

(3) 従来教授のみで構成されていた各種委員会（教育制度委、紀要委）に助教授を加えることも行なわれている。

工学部における改革の焦点として、最も多くの関心と論議を呼んだのは巨大組織の中での運営方法についてであった。執行部からの意志の徹底と他の層からの意見のすい上げについて、タイムリミットなどを考慮した上で、最も適切で効果的な方法が要求されている。

最後に学生部長から総長と同学会との交渉経過などの近況報告があり意見の交換が行なわれた。

（葛西善三郎会員・佐々岡啓会員）

### 教養部改革の特別委員会発足

さきに、大学問題検討委員会が総長に答申した「教養課程の改善について」は、総長の一試案として公表され、学内の各部局、各層の意見が求められてきた。この問題にもっとも関係の深い部局である教養部では、この試案を審議するため、10名の委員からなる「教養課程問題検討委員会」を

発足させたが（京大広報 No. 31 参照）、同委員会は、このほど、教養部教授会に対して次のような答申を行なった。

すなわち、総長試案を実施案として検討するには、大学問題検討委員会の第一部会および第三部会、とくに第一部会からなされるはずの答申をまたねばならない。何故なら、教養課程は大学教育全体のきわめて重要な一部であって、その位置づけけないし改善の方向と内容は、大学全体との関連においてのみ定まるからである。したがって、大学全体についての改革構想が未だ示されていない今日、総長試案をそれと切り離した形で早急に現実化することは、かえって道を誤まることになるかも知れない。

もちろん、このような問題と取り組むには、大検委第一部会の答申待ちという受動的な態度だけでは不十分であり、われわれ自身、長期的な展望をもった大学の理念と、そこにおける教養部のあり方を、歴史的、現実的な視点から認識する必要がある。そのために、新制大学発足以来、現在まで教養部のおかれた歴史的経過と現状、大学と教養課程の理念、教養課程に対する社会的評価、教養課程に対する大学人の認識と評価などについて、理念的、実際の基礎資料を作成する特別委員会を設置する必要がある。

以上の答申に基づき、教養部は、7月2日の教授会において、新たに10名の特別委員会委員を、直接選挙によって選出した。これによって、旧教養課程問題検討委員会は発展的解消をとげ、今後は、新しい特別委員会を中心に改革の問題が検討されることになった。

京 都 大 学 昭 和 4 4 年 度 決 算 書

( 国 立 学 校 特 別 会 計 )

歳 入

款 項 目	歳入予算額	収納済歳入額	差引増△減額	備 考
附 属 病 院 収 入	円	円	円	
附 属 病 院 収 入				
附 属 病 院 収 入	1, 153, 548, 000	1, 163, 877, 468	10, 329, 468	主として授業収入が見込より増加
授 業 料 及 入 学 検 定 料				
授 業 料 及 入 学 検 定 料	231, 192, 000	222, 987, 791	△ 8, 204, 209	
授 業 料	172, 796, 000	178, 471, 291	5, 675, 291	収納未済分の回収増加
入 学 料 及 検 定 料	58, 396, 000	44, 516, 500	△ 13, 879, 500	入学志願者が見込より減少
学 校 財 産 処 分 収 入				
学 校 財 産 処 分 収 入				
学 校 財 産 処 分 収 入	0	97, 000	97, 000	
雑 収 入				
雑 収 入	263, 246, 000	258, 213, 517	△ 5, 032, 483	
学 校 財 産 貸 付 料	5, 431, 000	5, 811, 823	380, 823	貸付件数が増加
公 務 員 宿 舎 貸 付 料	6, 782, 000	8, 970, 474	2, 188, 474	〃
版 権 及 特 許 権 等 収 入	165, 000	210, 000	45, 000	
寄 宿 料	2, 163, 000	1, 585, 200	△ 577, 800	
入 場 料 等 収 入	42, 778, 000	32, 688, 405	△ 10, 089, 595	瀬戸臨海実験所水族館 観覧者が見込より減少
用 途 指 定 寄 附 金 受 入	94, 615, 000	94, 614, 088	△ 912	
受 託 調 査 試 験 等 収 入	40, 756, 000	41, 143, 890	387, 890	病理検査, ウイルス診 断検査等の受託件数が増加
弁 償 及 違 約 金	64, 000	103, 429	39, 429	
農 場 及 演 習 林 収 入	51, 548, 000	52, 800, 454	1, 252, 454	売払件数(数量)等が増加
刊 行 物 等 売 払 代	6, 225, 000	6, 145, 402	△ 79, 598	
不 用 物 品 売 払 代	6, 825, 000	4, 805, 618	△ 2, 019, 382	売払数量が見込より減少
雑 収 入	5, 894, 000	9, 334, 734	3, 440, 734	主として大型計算機セ ンターの利用負担金が増加
合 計	1, 647, 986, 000	1, 645, 175, 776	△ 2, 810, 224	

歳 出

科 目	歳出予算額	支出済歳出額	不 用 額	備 考
国 立 学 校	7,980,529,000 <sup>円</sup>	7,979,997,837 <sup>円</sup>	531,163 <sup>円</sup>	
職 員 基 本 給	2,837,899,000	2,837,791,009	107,99	
職 員 諸 手 当	1,144,336,000	1,144,288,088	47,912	
超 過 勤 務 手 当	85,121,000	85,120,623	377	
非 常 勤 職 員 手 当	38,927,000	38,926,870	130	
休 職 者 給 与	5,106,000	5,105,921	79	
公 務 災 害 補 償 費	2,049,000	2,047,305	1,695	
退 職 手 当	462,068,000	462,067,685	315	
備 外 国 人 給 与	7,541,000	7,540,190	810	
諸 謝 金	4,213,000	3,889,236	323,764	主として特別講演開催 が見込より減少
職 員 旅 費	61,276,000	61,276,000	0	
受 託 研 究 旅 費	5,211,000	5,211,000	0	
赴 任 旅 費	5,053,000	5,052,422	578	
外 国 旅 費	5,892,000	5,890,486	1,514	
在 外 研 究 員 旅 費	28,868,000	28,825,010	42,990	
講 師 等 旅 費	10,974,000	10,974,000	0	
校 費	2,657,554,000	2,657,553,999	1	
受 託 研 究 費	22,179,000	22,178,830	170	
受 託 研 究 員 費	6,449,000	6,449,000	0	
土 地 建 物 借 料	2,689,000	2,688,280	720	
電 子 計 算 機 等 借 料	363,619,000	363,618,972	28	
各 所 修 繕	120,798,000	120,798,000	0	
奨 学 交 付 金	94,615,000	94,614,088	912	
農 場 及 演 習 林 所 在 市 町 村 交 付 金	101,000	101,000	0	
国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	3,788,000	3,787,820	180	
交 際 費	520,000	520,000	0	
賠 償 償 還 及 払 戻 金	3,683,000	3,682,003	997	
大 学 附 属 病 院	2,166,214,000	2,161,414,919	4,799,081	
職 員 基 本 給	701,723,000	701,491,288	231,712	
職 員 諸 手 当	289,268,000	289,036,010	231,990	
超 過 勤 務 手 当	110,368,000	110,368,000	0	
非 常 勤 職 員 手 当	3,552,000	3,551,920	80	
諸 謝 金	101,000	101,000	0	
職 員 旅 費	4,201,000	4,201,000	0	

科 目	歳出予算額	支出済歳出額	不 用 額	備 考
講 師 等 旅 費	196,000	195,988	12	
校 費	289,172,000	289,172,000	0	
医 療 費	563,652,000	563,652,000	0	
医療機器整備費	74,550,000	74,549,900	100	
学用患者費	53,521,000	53,521,000	0	
各所修繕	14,666,000	14,666,000	0	
患者食糧費	51,995,000	47,707,783	4,287,217	患者数が予想外に減少
生徒食糧費	9,249,000	9,201,030	47,970	
大学附置研究所	2,601,938,000	2,601,745,439	192,561	
職員基本給	759,751,000	759,708,264	42,736	
職員諸手当	313,049,000	312,917,154	131,846	
超過勤務手当	45,417,000	45,416,880	120	
非常勤職員手当	2,044,000	2,043,380	620	
傭外国人給与	1,757,000	1,740,520	16,480	
諸謝金	465,000	465,000	0	
職員旅費	27,542,000	27,541,996	4	
受託研究旅費	120,000	120,000	0	
外国旅費	790,000	790,000	0	
研究員等旅費	38,451,000	38,451,000	0	
校 費	1,405,096,000	1,405,095,995	5	
受託研究費	3,127,000	3,127,000	0	
土地建物借料	4,329,000	4,328,250	750	
施設整備費	2,203,181,000	2,203,180,990	10	前年度繰越額 252,180,000円
設計監理謝金	9,067,000	9,067,000	0	
施設施工旅費	4,356,000	4,355,990	10	
施設施工庁費	2,471,000	2,471,000	0	
施設整備費	2,177,868,000	2,177,868,000	0	前年度繰越額 252,180,000円
不動産購入費	700,000	700,000	0	
施設災害復旧費	8,719,000	8,719,000	0	
合 計	14,951,862,000	14,946,339,185	5,522,815	前年度繰越額 252,180,000円 翌年度繰越額 0円